海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集について

令和７年 11 月 1 日
内閣府
経済産業省
国土交通省
環境省

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案等について、次のとおり、御意見を求めます。

１．意見の対象

○ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案

○ 海洋環境等調査方法書の作成等に関する省令案

２．意見募集期間

令和７年 11 月 1 日（土）から令和７年 11 月 30 日（日）まで　（当日消印有効）

３．資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

（２）窓口での配布

「６．問合せ先」のとおり。

４．意見の提出先・提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

（１）インターネット上の意見募集フォームの場合（締切日までに必着）

https://form.cao.go.jp/ocean/opinion-0007.html

※意見募集フォーム内の案内に従って御記入ください。

※文字化けを防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

（２）郵送の場合（締切日当日消印有効）

あて先：「６．問合せ先」のとおり。

※封筒表面に「〇〇案（提出御意見の対象）への意見」と朱書きしてください。

５．注意事項

〈意見の提出方法について〉

〇提出いただく御意見は、日本語に限ります。

〇郵送で御意見を提出する場合は、以下のとおり記載をお願いいたします（様式任意）。

・タイトル：「〇〇案（提出御意見の対象）への意見」

・氏名（法人の場合は、法人名及び連絡担当者名）

・住所（任意）

・電話番号（必須）

・電子メールアドレス（必須）

・意見（理由も含め 1,000 文字以内）

〈電子メールでの提出について〉

〇「４．意見の提出先・提出方法」に記載の手段での意見提出が困難な場合には、メールでの提出も可能です（締切日必着）。

電子メール送信先：「６．問合せ先」のとおり。

※メールにて御意見を提出される場合には、ファイルの添付はせず、メール本文（テキスト形式）に直接御意見等を入力してください（ファイル添付によるトラブル防止のため）。

〈意見の取扱いについて〉

〇御意見に対し、個別の回答は行いません。

〇御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

〇個人情報については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用しません。

６．問合せ先

〇海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案関係

内閣府総合海洋政策推進事務局　意見公募担当

所在地：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル 16 階

電子メール：20251129-kaiyou※cao.go.jp

〇海洋環境等調査方法書の作成等に関する省令案

環境省大臣官房地域政策課洋上風力環境調査室　意見公募担当

所在地：〒100-8975　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎５号館

電子メール：CHIIKI_YOJO※env.go.jp

※スパムメール防止のため、「@」を「※」としております。送信の際には恐れ入りますが、「※」を「@」（半角）に変換し、お送りください。